

# 平成27年改正特許法の 38条の2について

~日本版「仮出願制度」としての活用~



「知財情報戦略室」 弁理士 山口和弘

# 1 はじめに

2016年4月1日に平成27年改正特許法(1)が施行さ れましたが、今回の改正は次の3点を概要とするもの

- 職務発明制度の見直し
- 特許料等の改定
- 特許法条約の実施のための規定の整備

この中で、改正の検討段階から最も注目を集めてい たのは「職務発明制度の見直し」でした。しかし、他の 2点も特許実務にもたらした影響は小さくなく、「特 許法条約の実施のための規定の整備」については、下 記のように従前の実務を大幅に変更する事項も施行さ れました<sup>(2)</sup>。

- ① 出願日認定要件の明確化及び手続の補完
- ② 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による
- ③明細書又は図面の記載の一部欠落の補完
- ④ 指定期間の救済
  - ※「拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長 請求」を含む(3)
- ⑤ 外国語書面出願の翻訳文の提出期間経過後の通知
- ⑥ 優先権証明書の提出期間経過後の通知
- ⑦ 国際特許出願の特許管理人選任の届出期間経過後 の通知
- ⑧ 在外者による直接手続
- ⑨ 特許権等の移転登録等の一方当事者による単独申 請等

これらのうち、新設された特許法38条の2に規定 される①については、発明の新規性喪失の例外規定 (特許法30条)との使い分けだけでなく、米国特許法の 仮出願制度(4)と同様の活用も想定できる制度となって います。そこで、本稿では、特許庁の公表資料、審査 基準等を参照しつつ、特許法38条の2の活用にあた っての留意点を検討します。

# 2 特許法38条の2とは?

特許法条約(Patent Law Treaty; PLT) 5条<sup>(1)</sup>で は、所定の3つの要素を官庁が受理した日を出願日と することを規定しています<sup>(5)</sup>。これを受けて、特許法 38条の2では、次の(-)~ $(\Xi)$ のいずれかに該当する 場合を除いて、特許出願の願書を提出した日を特許出 願の日として認定することを規定しています。

- (一) 特許を受けようとする旨の表示が明確でない と認められるとき
- (二) 特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、 又はその記載が特許出願人を特定できる程度 に明確でないと認められるとき
- (三) 明細書が添付されていないとき

また、PLT5条(2)(b)の規定に基づき、外国語書面 出願(特許法36条の2第1項)の場合に明細書等の言語を 問われないこととなったため(特許法施行規則25条の 4)<sup>(6)</sup>、日本語による願書を用意すれば、同様に上記 (一)~(三)のいずれかに該当する場合を除いて、特許 出願の願書を提出した日が特許出願の日として認定さ れます。

さらに、特許庁は、出願日認定に関するFAQにお いて次のように説明しています<sup>(2)</sup>。

### 《出願日認定に関するFAQ》

# [Q2]

特許出願の出願日が以前よりも簡単に認定される そうですが、明細書の代わりに、大学の研究論文で も問題ありませんか。

### [A2]

願書に研究論文を添付して出願した場合、出願日 の認定の際は、その研究論文は、明細書として扱わ れますので、願書に必要事項が記載されていれば出 願日は認定されます。

※下線は筆者が付加

つまり、特許法38条の2の規定を活用して、願書 に研究論文を添付して出願すれば、その研究論文の言 語に関係なく、出願日の認定を受けることができま す。見方を変えると、従前より行われていた米国特許 法111条(b)項に基づく仮出願 (Provisional Application) と同様の出願を米国特許商標庁ではな く、日本特許庁に対して行うことができると言えま

ただし、米国仮出願の内容が米国特許法112条(a)項 の記述要件(written description requirement)を満た す必要があることと同様<sup>(7)</sup>に、特許法38条の2の規 定を活用する際の留意点として、前出の《出願日認定 に関するFAQ》には、続けて下記の説明があります。

### 【A2】(つづき)

しかしながら、その後、方式を整えるための補正 が必要となるほか、漏れのない強い権利を獲得する ための補正を行う必要が生じる場合があります。そ のとき、当該研究論文に記載した内容が不十分であ ればあるほど、補正される内容が当初明細書として の研究論文に記載された事項から自明と言えず、新 規事項の追加(特許法第17条の2第3項)と判断され るおそれが大きくなります。

そこで、このようなおそれがある場合には、なる べく早い段階で、当該研究論文によるその出願(以下 「先の出願」)を基礎とする国内優先権の主張(特許 法第41条第1項)を伴った、十分な出願をすることで 対応することが考えられます。国内優先権制度を利 用すれば、先の出願に記載されている内容は先の出 願の出願日(=優先日)、後の出願のみに記載されて いる内容は後の出願日が特許要件(新規性・進歩性 等)の判断基準日となります。

※下線は筆者が付加

したがって、研究発表が差し迫っている等の理由 で、十分に充実した内容の明細書を作成するための時 間を確保できない場合であっても、特許法38条の2 の規定を安易に頼って出願を急ぐことは得策ではない 状況も考えられます。

### 3 「新規事項の追加」と「国内優先権の主張」

では、ここで、出願日認定に関するFAQへの回答 でキーワードになっている「新規事項の追加」と「国内 優先権の主張」について、特許・実用新案審査基準(8)

(以下、単に「審査基準」といいます。) に示されてい る基本的な考え方を確認します。

まず、「新規事項の追加」についてです。

#### 審査基準 第IV部第2章

2. 新規事項の判断に係る基本的な考え方

審査官は、補正が「当初明細書等に記載した事項」 との関係において、新たな技術的事項を導入するも のであるか否かにより、その補正が新規事項を追加 する補正であるか否かを判断する。「当初明細書等 に記載した事項」とは、当業者によって、当初明細 書等の全ての記載を総合することにより導かれる技 術的事項である。

補正が「当初明細書等に記載した事項」との関係 において、新たな技術的事項を導入しないものであ る場合は、その補正は、新規事項を追加する補正で ない。他方、補正が新たな技術的事項を導入するも のである場合は、その補正は、新規事項を追加する 補正である。

さらに、この説明に続く「3. 新規事項の具体的な判 断しでは、下記の補正の類型ごとの判断手法に基づい て判断するとあります。

- 当初明細書等に明示的に記載された事項にする補 īF
- 当初明細書等の記載から自明な事項にする補正
- 各種の補正

各類型での説明によれば、単に、研究論文の書式か ら明細書の書式に変更するための補正であれば、新規 事項に該当する可能性は低いと言えます。

その一方で、下記のような補正は、一般に「新たな 技術的事項」の導入に該当するとされています。

- 発明の効果を追加する補正
- 具体例を追加する補正
- 無関係又は矛盾する事項を追加する補正
- 請求項(クレーム)の発明特定事項を上位概念化、 削除又は変更する補正が、新たな技術的事項を導 入するものである場合

そのため、研究論文に記載された内容のままであっ ても、特に、特許法36条に規定される明細書の実施 可能要件、クレームのサポート要件等を満たすことが できるか否かについては、研究発表の公表時期等の事 情が許す範囲で、個別の案件に応じて十分な検討を出 願前に行う必要があります。

次に、「国内優先権の主張」について確認します。 最初に前提として留意しておきたいのが、国内優先権 の主張の効果全般に関する次の点です。

### 審査基準 第V部第2章

- 3. 国内優先権の主張の効果についての判断
- 3.1.1 国内優先権の主張の効果についての判断が必 要な場合

審査官は、国内優先権の主張の基礎となる先の出 願の出願日と後の出願の出願日との間に拒絶理由の 根拠となり得る先行技術等を発見した場合のみ、優 先権の主張の効果が認められるか否かについて判断 すれば足りる。

※下線は筆者が付加

これに対応するのが、先に引用した《出願日認定に 関するFAQ》の回答にある下記の説明です。

「国内優先権制度を利用すれば、先の出願に記載さ れている内容は先の出願の出願日(=優先日)、後の 出願のみに記載されている内容は後の出願日が特許 要件(新規性・進歩性等)の判断基準日となります。」

したがって、研究論文等を用いて出願日の認定を受 けたとしても、先に述べた明細書の実施可能要件、ク レームのサポート要件等を満たすために「新たな技術 的事項」の導入が避けられないような場合、優先権の 主張の効果が認められないことに起因して、特許要件 (特に、新規性・進歩性)の面でリスクが生じることに なります。また、先の出願の出願日と後の出願の出願 日との間に、その研究論文等を自ら公表した場合に は、後の出願において発明の新規性喪失の例外規定の 適用を受ける必要も生じ得ます。

そこで、国内優先権の主張の効果についての判断手 法も確認します。

#### 審査基準 第V部第2章

- 3. 国内優先権の主張の効果についての判断 3.1.3 先の出願の当初明細書等に記載した事項との 対比及び判断
- (1) 基本的な考え方

後の出願の明細書、特許請求の範囲及び図面が先 の出願について補正されたものであると仮定した場 合において、その補正がされたことにより、後の出願 の請求項に係る発明が、「先の出願の当初明細書等」 との関係において、新規事項の追加されたものとな る場合には、国内優先権の主張の効果が認められな い。すなわち、当該補正が、請求項に係る発明に、 「先の出願の当初明細書等に記載した事項」との関係 において、<u>新たな技術的事項を導入するものであっ</u> た場合には、優先権の主張の効果が認められない。

※下線は筆者が付加

このように、「新規事項の追加」の判断に用いられる 「新たな技術的事項」をキーワードとする判断が、同 様な形で用いられていることが分かります。

なお、「新規事項の追加」及び「国内優先権の主張」 についてより深く理解するには、審査基準における他 の関連説明だけでなく、特許・実用新案審査ハンドブ ック<sup>(8)</sup>の附属書A「事例集」及び附属書D「審判決例 集」での関連個所を参考にすることも大切です。

《表1:日本特許法における「38条の2」と米国特許法における「仮出願」の比較》

	日本 米国 38条の2 仮出願(111条 (b) 項)				
出願時にクレームは必要?	不要(出願後に提出)	不要			
言語	制限無し(=外国語書面出願も可)	制限無し			
(翻訳文提出期限)	特許出願の日から1年4か月	本出願で通知後の所定期間			
優先権主張の基礎	可	可			
特許の存続期間	出願日から 20 年 ※国内優先権制度を利用した場合は、 後の出願日から 20 年	仮出願の日から20年 ※本出願が仮出願を基礎とする優先権主張を 伴うものである場合は、本出願の日から20年			
庁費用	¥14,000(外国語書面出願は¥22,000)	\$260			

《表2:主要国における	「発明の新規性喪失の例外規定」の概要(2016年6月現在)》
**************************************	

	起算日	猶予 期間	特許を受ける権利を有する者の行為			意に	特許法等	
国			公知	公用	刊行物 公知	博覧会、学会 等での発表	反する 公知	での主な根拠規定
日本	現地出願日	6か月	0	0	0	0	0	30条
米国 ※AIA; 2011 年改正法	有効出願日 (優先日又は現地出願日)	12か月	0	0	0	0	0	102条 (b)項
欧州 (EPC)	現地出願日	6か月	×	×	×	国際博覧会 での展示	明らかな 濫用	55条
中国	優先日	6か月	×	×	×	政府主催の 展覧会等	0	24条
韓国	現地出願日	12か月	0	0	0	0	0	30条

# 4 日本版「仮出願」としての活用と 「発明の新規性喪失の例外規定」等との関係

ここまで、特許法38条の2の規定を活用するにあ たっての留意点を検討してきましたが、表1に示すよ うに、特許法38条の2及び国内優先権制度を利用する 場合と、米国特許法における仮出願(Provisional Application) 及び本出願 (Non-Provisional Application) を利用する場合とを比べると、制度面で は概ね同等と言えます。

しかしながら、特許法38条の2の規定及び米国仮出 願のいずれについても、他の考慮すべき点として、表 2に示す発明の新規性喪失の例外規定に関する各国間 の相違があります。欧州や中国のように、当該例外規 定の活用が実質的に不可能な国・地域への出願を予定 している場合、研究論文等に記載されている発明を最 低限のラインとして、まず優先権主張の基礎を確保す るために特許法38条の2の規定を活用することを検討 すべき場面が考えられます。

また、特許法38条の2の規定を活用することで、研 究論文等に記載されている発明の範囲で、いわゆる拡 大先願の地位(後願排除効)を確保できる点はメリット として考慮されるべきです。その一方で、手続面で は、研究論文等を明細書とする場合には、書面(紙)で の出願とせざるを得ない場合もあると考えられるた め、手続上の負荷や電子化手数料への配慮が必要とな ります。

これらの点を総合的に勘案しつつ、特許法38条の2 の規定と発明の新規性喪失の例外規定のいずれか又は 両方の組み合わせを検討する必要があります。

### 5 おわりに

特許法38条の2の規定は、特に緊急の特許出願が必 要となった場合の対応手段として、一考の価値がある ものとなっています。したがって、個別具体的な案件 の事情にあわせて、メリット・デメリットを比較考量 しつつ活用することが肝要と考えられます。

### 【出典/参考文献】※すべてウェブサイトより入手可能、 「特許庁」は明示がない限り日本特許庁

- (1) 特許庁「特許法等の一部を改正する法律(平成27年7 月10日法律第55号)」(2015年7月)
- (2) 特許庁「特許法条約(PLT)への加入に伴い導入され た手続の概要について」(2016年4月)
- (3) 特許庁「特許出願及び商標登録出願における拒絶理 由通知の応答期間の延長に関する運用の変更につい て | (2016年4月)
- (4) 特許庁委託事業·外国産業財産権侵害対策等支援事業 「外国制度相談事例 Q A:制Q17 米国の仮出願の制 度について教えてほしい。」
- (5) 特許庁「特許法条約(PLT)の概要」(2016年2月)
- (6) 特許庁「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令の整備等に関する省令(平成28年3月25日経 済産業省令第36号)」(2016年3月)
- (7) 米国特許商標庁「Provisional Application for Patent」 (2015年1月最終更新)
- (8) 特許广「特許·実用新案審查基準」、「特許·実用新案 審査ハンドブック」(2016年3月)

# ※この記事に関するお問い合わせ先:

知財情報戦略室:ipstrategy@soei-patent.co.jp